



店 舗 用 シ ョ ッ ピ ン グ カ ー ト の S G 基 準

通商産業大臣承認4産第406号 平成4年3月12日
財団法人製品安全協会改正・17安全業第088号 2005年11月1日
一般財団法人製品安全協会改正・27安全業G第219号 2016年4月11日

序文

このSG基準及び基準確認方法は、一般財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書3に基づく海外通報手続を経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。このSG認定は適合性評価手続き（SGマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

一般財団法人製品安全協会は、このSG基準の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

一般財団法人製品安全協会の許可なしに、このSG基準の一部又は全部を電子的又は機械的な（写真、マイクロフィルムを含む。）いかなる様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

店舗用ショッピングカート（改正）専門部会 委員名簿

	氏 名	所 属	(五十音順・敬称略)
(部会長)	高野倉 雅人	神奈川大学	
(委 員)	雨宮 靖子	一般財団法人消費科学センター	
	五百木 泰彦	イオンリテール株式会社	
	奥野 祐一	一般財団法人日本文化用品安全試験	
	川口谷 真理	株式会社イトーヨーカ堂	
	小林 肇	元) 独立行政法人産業技術総合研究所	
	野尻 慎	株式会社ジョイパレット	
	松村 嘉久	一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	武藤 達也	大和産業株式会社	
	森 和彦	株式会社スーパーメイト	
	吉川 昌明	河淳株式会社	
	吉田 剛毅	コンビ株式会社	
(関係者)	経済産業省商務流通保安グループ製品安全課 経済産業省商務情報政策局日用品室		
(事務局)	一般財団法人製品安全協会 業務グループ 110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 業務グループ代表 E-Mail operation@sg-mark.org 管理グループ TEL 03-5808-3300 FAX 03-5808-3305 業務グループ TEL 03-5808-3302 FAX 03-5808-3305 PLセンター TEL 03-5808-3303 FAX 03-5808-3305		

店舗用ショッピングカートの SG 基準

1. 基準の目的

この基準は、店舗用ショッピングカートの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、スーパーマーケット等の店舗において、買い物をする際に一般消費者が商品を入れて運ぶための、店舗備え付けのショッピングカート(以下「カート」という。)について適用する。

なお、カートには、幼児用の座席(標準使用月齢が生後12月以上48月未満の範囲に含まれる幼児一人が着席するものに限る。)及び乳幼児用の座席(生後2月以上48月未満の範囲に含まれる乳幼児一人が着席するものに限る)を有することができる。

また、カートには原則としてネ스팅機能(注)を有するものとするが、幼児座席及び／又は乳幼児座席を複数有すもので、店舗等で使用されることが明らかなものにあつてはこの限りではない。

ただし、ここでいう店舗用ショッピングカートは、「ショッピングカートのSG基準」に規定される一般家庭で買物等に使用するショッピングカート、車椅子等他の製品と組み合わせて使用されるもの、空港等で旅行かばん等を運ぶために用いられている荷台、店舗内の陳列用等の荷台などは除く。

注 : 「ネ스팅機能」とは、所定のカート置場に収納する際に、カートの奥行方向に重ねて収納されるものをいう

3. 種類

カートの種類は、次のとおりとする。

- (1) N形: もっぱら成人が使用することを目的に設計されたもの
 - (a) S形: 幼児座席を有さないもの
 - (b) B形: 乳幼児座席を有するもの
 - (c) K形: 幼児座席を有するもの(M形を除く)
 - (d) M形: 幼児座席を有するものであつて、幼児座席が枠などで囲まれているもの(注)
- (2) C形: もっぱら幼児・児童が使用することを目的に設計されたもの

注 : 「枠などで囲まれているもの」とは、幼児座席の側面を座面からの投影高さ 120 mm以上、背面を高さ 200 mm以上、かつ、正面を高さ 220 mm以上の堅固な素材で囲われたものをいう。

4. 安全性品質

カートの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
<p>1. 構造、外観及び寸法</p>	<p>1. 構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1)各部の組付け・接合は、堅ろう、かつ、確実にゆるみ、がた、溶接不良等がないこと。</p> <p>(2)外部に現れるボルト・ナット、溶接部等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3)使用時に手足等が触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。</p> <p>(4)ネスティング機能を有するものにあつては、ネスティング時に、ハンドル部に添えた手指を前方にあるワゴンのハンドル部に挟まない構造であること。</p> <p>(5) C 形並びに B 形並びに K 形及び M 形にあつては、使用中 (K 形及び M 形にあつては幼児座席着席中、B 形にあつては乳幼児座席着席中に限る。基準確認方法についても同様。) の乳幼児に傷害を与えるような可動部やすき間がないこと。</p>	<p>1.</p> <p>(1)目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3)目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4)操作等により確認すること</p> <p>(5)</p> <p>(a)可動部については、正常な状態で使用中に、不用意に開閉されたり、折り畳まれたりして、手指や身体の一部がはさみ込まれたり、転落するような機構がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>(b)すき間については、正常な状態で使用中に、乳幼児の手の届く範囲に 5 mm以上 13 mm未満のすき間がないことを栓ゲージ等により確認すること。</p> <p>なお、ここでいうすき間には、断面が円形で表面が滑らかな線材間に構成されるものは含まないものとする。</p>

(6)車輪の直径は、S 形及び C 型にあつては 50 mm以上、B 形並びに K 形及び M 形にあつては 75 mm以上であること。ただし、オートスロープ対応のものにあつては、対応するオートスロープ上に静置したとき外部からの力を加えない限りその場に停止するものであること。

(7)B 形及び K 形にあつては、座席前端部下方に乳幼児が足をかけて立ち上がれるようなフレーム等を有しないこと。

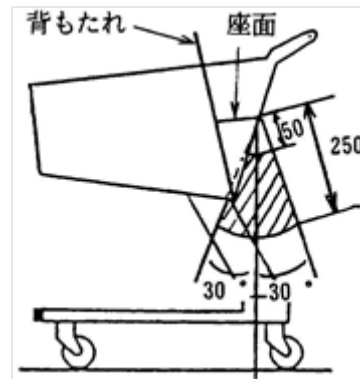
(6)

(a)車輪の直径については、スケール等により測定して確認すること。

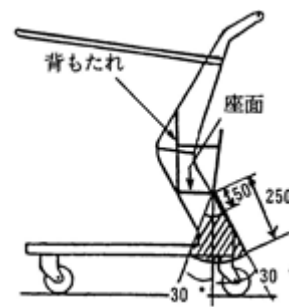
(b)オートスロープ上における停止状況については、対応する傾斜角度 15 度のオートスロープにより確認すること。

(7)図 1 に示すように、座席前端部位置から鉛直下方へ 50 mm以上 250 mm未満の範囲内に水平なフレーム等がないことをスケール等により測定して確認すること。

単位：mm



(a)座席下部の構造例 1



(b)座席下部の構造例 2

図1. 座席下の水平フレーム等の有無の確認範囲

(8)B 形並びに K 形及び M 形 (座席に着席した幼児の足が床面に届かないよう防護柵等のあるものを除く。)にあっては、座面の高さは幼児の足が届かないものであること。

(9) B 形にあっては、乳児の姿勢が安定するよう、背もたれが後方に傾斜していること。

(8)カートが平滑な床面に設置したとき、床面から座面までの距離は次のとおりであることをスケール等により確認すること。

標準使用対象月齢の上限 距離(mm)

24月以下のもの 340 以上

36月以下のもの 400 以上

48月未満のもの 430 以上

(9)カートが平滑な床面に設置し、座席に質量 9kg の質量ダミー(図3)を置いた状態で、図2に示す角度 α が次の通りであることを角度計により確認すること。

標準使用対象月齢の下限 角度

4月未満のもの 30° 以下

4月以上のもの 50° 以下

7月以上のもの 80° 以下

なお、リクライニング機構を有するものにあつては、背もたれを最も寝かした状態で確認し、かつ、背もたれを最も立てた状態で 80° 以下であることも確認すること。

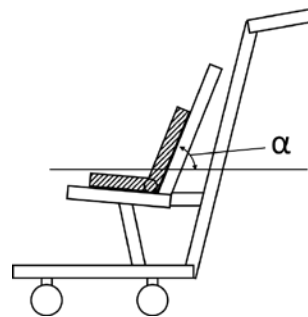
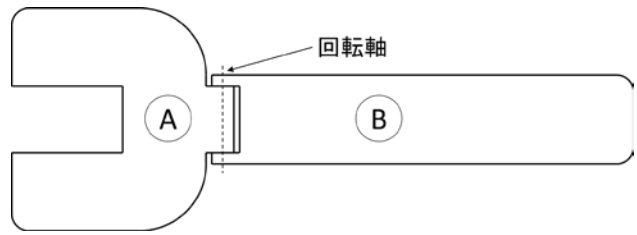
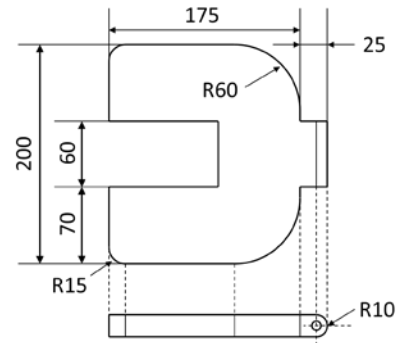


図2 座面の角度



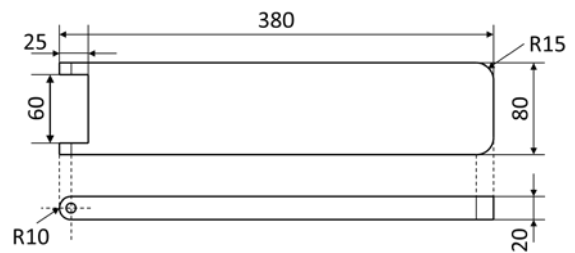
(a)全体イメージ

単位mm



(b)A 部詳細

単位mm



(c)B 部詳細

A 部重量 : 4.5 kg

B 部重量 : 4.5 kg

トータル重量 : 9.0 kg

図3 質量ダミー

(10)B 形及び K 形にあっては、背もたれの高さは 200 mm以上であること。また、B 形にあっては背もたれの長さは 450 mm以上であること。

(10)スケール等により確認すること。

	<p>(11)B 形及び K 形にあつては保護枠の高さは 160 mm 以上であること</p> <p>(12)B 形及び K 形にあつては股フレームを有しており、股フレームには乳幼児の足が入り込んで抜けなくなる危険なすき間がないこと。</p> <p>(13)B 形及び K 形にあつては、乳児座席および乳幼児座席に乳幼児が転落するおそれのある危険なすき間がないこと。</p> <p>(14)B 形にあつてはシート部の側面に剛性のある高さ 100 mm 以上の壁面を有すること。</p> <p>(15)K 形にあつては、座席上の幼児の身体が側方に転落しないための側面枠部を有すること。</p>	<p>(11)スケール等により確認すること。</p> <p>(12)B 形においてはすき間がないことを目視等により確認すること。K 形においては 40 mm 以上のすき間がないことをスケール等により確認すること。</p> <p>(13)目視等により確認すること。</p> <p>(14)スケール等により確認すること。</p> <p>(15)図4に示すように、腹部ダミーを座席面上から側面枠部方向に 50 N 以下の力で押し付け、側面方向への通り抜け及び下方への抜け落ちがない構造であることを確認すること。 なお、腹部ダミーの寸法は、直径 120 mm、長さ 240 mm 以上を基本とする。</p> <div data-bbox="932 1413 1299 1659" data-label="Image"> </div> <p>図4座席側面部の構造</p>
--	---	---

(16)B 形にあっては乳幼児の動きを十分拘束できるベルト等を有していること。

(17)B 形にあっては、股フレーム、腰ベルト等の幅は 25 mm 以上であること。

(18)B 形で対面式のものにあっては、着座した乳幼児の頭がワゴン前方に飛び出さない構造であること。

(19)バスケット前面部には、角部がなく、溶接継ぎ目部やフレーム等の切断部がないか、又は容易に外れない保護カバー等を有すること。

(16)次のいずれかを有することを目視等により確認すること。

- (a)長さ調整可能な腰ベルト
- (b)腰ベルトと肩ベルトが一体となったハーネス
- (c)体のサイズに合わせて調節可能な前枠

(17)スケール等により測定して確認すること。

(18)図 5 に示すように、背もたれ面に長板を置いたとき、長板の先端がワゴン前面部より後方にあることを目視等によって確認すること。なお、長板の長さは次の通りとし、リクライニング機構を有するものは最も立てた状態で測定するものとする。

標準使用対象月齢の上限	長板長さL (mm)
24月以下のもの	540 以上
36月以下のもの	580 以上
48月未満のもの	620 以上

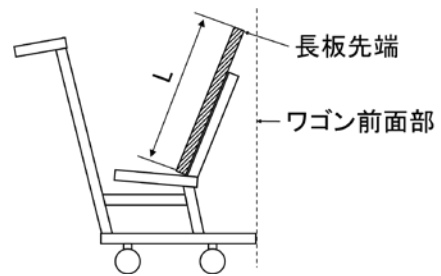


図5 乳幼児座席の飛び出しの計測

(19)目視、触感等により確認すること。

	<p>(20)下段枠前面部は、前方歩行者の踵部を傷つけないよう容易に外れない保護カバーが取り付けられていること。ただしオートスロープ対応のための補助輪は、これに該当しない。</p> <p>(21)オートスロープ対応のための補助輪を有するものにあつては、補助輪は前方歩行者の安全性を害するものでないこと。</p> <p>(22)車輪の取付位置は、使用中に移動するおそれのない構造であり、かつ、付け直す際に取付位置が変動しない措置が施されていること。</p> <p>(23)M 形であつて、着席のために使用する開閉する扉があるものにあつては、扉の外側から扉をロックできる構造であること。</p> <p>(24)C 形並びに B 形並びに K 形又は M 形にあつては、座席に着席した幼児の手の届く範囲内の部品等は、容易に外れたり、飲み込んでも窒息のおそれがない大きさであること。</p>	<p>(20)目視、触感等により確認すること。</p> <p>(21)先鋭部、バリ等がなく、ボルトナット等が著しく突出していないことを、目視、触感等により確認すること。また、タイヤは軟質材料でできており、下段枠前面部と補助輪先端の距離は 50 mm 以下であることをスケール等により測定して確認すること。</p> <p>(22)目視、触感、操作等により確認すること。</p> <p>(23)目視により確認すること。また、ロックした状態で扉が開く方向に 100N の力を 1 分間加えたとき、扉が開かないことを目視により確認すること。</p> <p>(24)次のいずれかであることを確認すること。</p> <p>(イ) 幼児が歯や指で取り出せないよう埋め込まれていること</p> <p>(ロ) 次のとき外れないこと</p> <p>i) 触れ得る最大の寸法が 6mm 以下の場合、50N の力を加える</p> <p>ii) 触れ得る最大の寸法が 6mm を超える場合は、90N の力を加える</p> <p>(ハ) 図6に示すテスト円筒の内部にどのような位置にも納まらないこと</p>
--	---	---

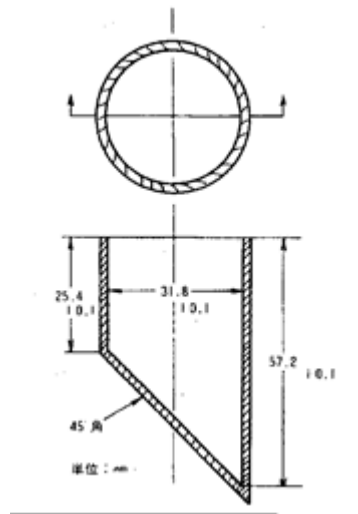
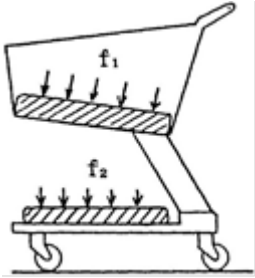
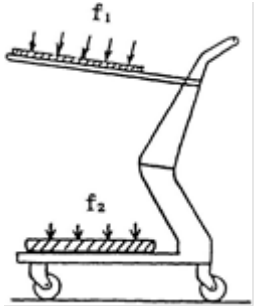


図6.テスト円筒の形状

(25)M 形にあつては、着席している幼児が容易に立ち上がることを防止するための構造体に取り付けられていること。

(25)目視及び触感により確認すること。

<p>2. 安定性</p>	<p>2.カートの安定性試験は次のとおりとする。</p> <p>(1)傾斜安定性試験を行ったとき、転倒しないこと</p> <p>(2)オートスロープ対応のものにあつてはバスケット積載時の前方安定性試験を行ったとき転倒しないこと</p> <p>(3)ハンドルの安定性試験を行ったとき、転倒することがなく、かつ各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>(1)S 形 C 形にあつては 10°、B 形、K 形、M 形にあつては 12° の傾斜板に、車輪を高さ 20 mmの止め具で止めて静置したとき、前後左右の各4方向で転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>ただし、オートスロープ対応のものにあつては、前後方向を 16° の傾斜板に静置し確認すること。</p> <p>なお、B 形、K 形、M 形にあつては、質量ダミー(図3)を幼児座席もしくは乳幼児座席枠内で、座面に触れた状態で安定性に最も悪影響を及ぼす箇所に設置して確認するものとする。</p> <p>(2)上段のバスケットの容積 1dm³ あたり質量 0.24kg の重すいを上段のバスケット内の前方向の安定性に最も悪影響を及ぼす箇所に設置した状態で S 形、C 形にあつては 16°、B 形、K 形、M 形にあつては 18° の傾斜板に車輪を高さ 20 mmの止め具で止めて前方向に静置したとき転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>ただし、このときは B 形、K 形、M 形にあつても質量ダミーは設置しないものとする。</p> <p>(3)ハンドルの左右のハンドグリップに、200N の力を各々に垂直方向に下向きに加え、いずれの位置に加えた場合も転倒しないことを目視により確認し、変形等については目視及び触感により確認すること。なお、一体式のハンドルのものにあつてはハンドルの握り部に対し外側から長さの 1/4 の位置をハンドグリップの位置とみなす。</p>
---------------	---	---

<p>3. 耐荷重性</p>	<p>3. 耐荷重試験により、各部に接合部の外れ、破損、使用上支障のある変形等が生じないこと。</p>	<p>3. 図 7 に示すように、上段バスケットの容積 1dm³ あたり 10 N の割合で加算される力(f_1)を、上段バスケット部の底部、又は専用バスケット取付部に均等になるように静かに加える。同時に、下段枠部に上記力(f_1)の 0.6 倍の力(f_2)を加える。この状態で 30 分間以上保持し、目視により確認すること。</p> <p>引き続き、力を全て取り除いた後、同様に目視等により確認し、加えて各可動部及び車輪の走行性に変化のないことを操作等により確認すること。</p> <p>なお、バスケットを取り付けて使用する構造のものにあつては、取扱説明書に記載されたバスケットを取り付けた状態で、そのバスケットの容積に応じた力を加え確認すること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>(a)バスケットを有する構造の場合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(b)バスケットを取り付けて使用する構造の場合</p> </div> <p style="text-align: center;">図7. 耐荷重試験</p>
----------------	---	--

<p>4.耐衝撃性</p> <p>5. 強度</p>	<p>4. B 形並びに K 形及び M 形の座席は、衝撃荷重試験に耐えられること。</p> <p>5.</p> <p>(1)B 形並びに K 形及び M 形で股フレームや股ベルトを有するものにあつては、股フレーム及び股ベルトの強度試験を行ったとき、ベルト等の破損、変形、ロックの外れ及び使用上支障のある異常がないこと。</p> <p>(2)B 形並びに K 形及び M 形でベルトを有するものにあつては、ベルトの緩み試験を行ったとき、締め付け具の変形、破損等がなく、かつ緩みが 30 mm以下であること。</p>	<p>4. 座面中央部に質量 10 kgの砂袋を高さ 150 mmから 250 回繰り返し落下させた後、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(1)カートを固定し、図7に示すように股フレーム中央部に直径 25 mmの丸棒を介して外側水平方向へ 150N の荷重を加え、20 回(毎秒約1回のサイクルで)繰り返し引っ張る。その後、300N の力を外側水平向きに 1 分間加えた後、異常の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="938 734 1286 972" data-label="Image"> </div> <p>図8 身体保持ベルトの強度試験</p> <p>(2)図8に示すように、ベルトを本体から取り外し、ベルトを締めた状態で引張試験機を用い、ベルトの両端が 250 mmになるように固定する。ベルトに 100N の力を加えた後、チャック間を 200 mmにもし、その操作を 10 回繰り返す。このとき、締め付け具の緩みが 30 mm以下であることをスケール等により測定して確認し、各部に異常がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="930 1541 1294 1765" data-label="Image"> </div> <p>図9 ベルトの緩み試験</p>
----------------------------	---	---

<p>6. 材料</p>	<p>6. (1)耐食性材料以外の金属材料部は、防せい処理が施されていること。 (2)C 形並びに B 形並びに K 形又は M 形にあつては、座席及び座席周囲(正常な状態で使用中に、幼児の手の届く範囲に限る。)の材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。</p>	<p>6. (1)目視等により確認すること。 (2)合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品については、食品衛生法に基づく厚生省告示第 370 号第 4 おもちゃの規定に適合すること。</p>
<p>7. 付属品</p>	<p>7. 付属品は、使用上の安全性を損なわないものであること</p>	<p>7. 傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ等の有無、材料、機能等について、それぞれ目視、触感、操作等により確認すること。</p>

5. 表示及び取扱説明書

カートの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1.表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。ただし、(3)の(a)から(k)までにあつては使用者が製品を使用する際に必ず目につく箇所に、大きな文字等で製品本体にその趣旨を表示すること。その際、イラストを併記することが望ましい。なお、その製品に該当しない表示については、表示しなくてもよい。</p> <p>(1)申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。</p> <p>(2)製造年若しくは輸入年、又はその略号。</p> <p>(3)使用者への注意</p> <p>(a)乳幼児は座席に乗せ、バスケット中には乳幼児を乗せないこと。(B形並びにK形及びM形に限る。)</p> <p>(b)座席から乳幼児が立ち上がったたり、座席からすり抜けて落下、可動部に挟み込まれないよう注意すること。(B形並びにK形及びM形に限る。)</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、(3)の(a)から(k)までの表示は、下地と同色、同光沢の表示ではなく、活字は 14 ポイント[文字の縦寸法 4.9 mm]以上の大きさであつて、その位置は使用者の目に留まりやすい位置であることを確認すること。ただし、イラストを併記する項目の場合は、9 ポイント[文字の縦寸法 3.1 mm]以上とする。</p>

	<p>(c)幼児座席及び乳幼児座席の標準使用月齢。(B 形並びに K 形及び M 形に限る。)なお、標準使用身長例を併記することが望ましい。</p> <p>(d)遊具として使用したり、バスケットやハンドルに幼児をぶらさがらせないこと。</p> <p>(e)幼児・児童から目を離さないこと。(C 形に限る。)</p> <p>(f)必ず身体保持具(ベルト等)を使用すること。(B 形に限る)</p> <p>(g)扉を必ずロックして使用すること。(M 形に限る)</p> <p>(h)乳幼児が座席から足を出さないよう注意すること。(M 形に限る)</p> <p>(i)傘立て、杖立て等に関する注意事項</p> <p>(j)背もたれから幼児の頭が飛び出る場合は、壁などに頭があたりケガをするおそれがあるため、背もたれを立てた状態で使用する旨。(B 形で対面式のものに限る)</p> <p>(k)腰が据わっていない乳児(7 か月未満)が使用する場合は、背もたれを寝かせた状態で使用する旨(B 形に限る)</p>	
--	--	--

<p>2. 取扱説明書</p>	<p>(l)バスケットへの過積載や荷物の著しい偏りが無いこと。</p> <p>(m)変形や破損を見つけたときは、店員に連絡すること。</p> <p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。</p> <p>(1)取扱説明書は必ず読み、読んだ後保管すること。ただし、以下の各項を製品に容易に消えない方法で表示してある場合は、本項を省略してもよい。</p> <p>(2)バスケットの収容能力</p> <p>(3)各部の名称</p> <p>(4)部品の一部が取り外されているもの、又は取り外すことができるものは、その取り外し又は組立ての方法</p> <p>(5)使用上・管理上の注意</p> <p>(a)用途以外の使用がないこと。</p> <p>(b)幼児等が遊具として使用することのないこと。</p> <p>(c)バスケットに幼児がぶら下がったり、体重をかけると転倒しやすいため、注意を要すること。</p>	<p>2. 管理者側等が理解できるものであることを確認すること。</p>
-----------------	--	--------------------------------------

- (6)雨ざらしにしないこと。
- (7)安全点検は、下表にしたがって行うこと。
- (8)SG マークの賠償制度は、店舗用ショッピングカートの欠陥により発生した人身事故に対する賠償制度であること
- (9)製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。

表 安全点検項目

点 検 箇 所	点 検 内 容	点 検 時 期
(a) 幼児座席	座席面の破損、外れ、座席周辺の割れ、変形 扉のロック強度(M 形で扉を有するものに限る)	6か月ごと
(b) キャスタ	固定箇所のゆるみ、走行の円滑さ、塵等の付着	6か月ごと
(c) その他	ボルト・ナットや溶接部等の接合部の外れ、めっき部のはがれ	6か月ごと
(d) 表示	使用者に対する表示の有無、印刷表示等の読みやすさ	6か月ごと